

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は4名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告1番、1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それでは、任期最後の一般質問をさせていただきます。まず一番目は選挙事務についてになります。富士川町では、夏の参議院選挙から12月に町長選挙、2月に衆議院選挙、4月に町議会議員選挙と選挙が続きます。選挙が続くことで課題が浮き彫りになりまして、その課題というのが三つあります。一つ目が、立会人を探さなければならない地域の負担です。もう一つが、住民票がある場所と実際に住んでいる居住地が離れている、また引っ越しをして3ヶ月前の、住民票がある場所で投票をしなければいけないという、特に若い人への投票が難しいという課題です。もう一つが職員の方の負担となります。

まず、地域の負担、選挙立会人の課題について取り上げたいと思います。公職選挙法では、立会人が2人以上5人以下となっています。そのため、どんなに少ない地域でも、必ず2人以上の立会人を探す必要があります。不在者投票の立会人も含めると、大体4人ぐらいを選挙ごとに探す必要があると区長さんから聞きました。今回のように選挙が続きますと、立会人を探すことが非常に難しくなっています。こういった小さな大変さが現在至るところで積み重なっておりまして、地域の役が難しい、また地域の組を、こんなに大変であれば抜きたいという声にもだんだん繋がってくると思います。そこで北海道の士幌町というところでは、立会人の公募制を行っています。とはいえ、知らない人が立会人をするのは不安だという声もあると思いますので、1人は地域の方で1人は公募で募集することをぜひ富士川町でも考えていただけないかということです。士幌町ではですね、公募することにより、今まで選挙には興味がなかった世代が実際に選挙の現場に関係することで、選挙に興味を持つようになるという効果も副次的に生まれています。

ということで、(1)の質問になります。投票人の確保が困難な現状を鑑み、立会人公募制の導入ができないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

佐塚孝之君。

○選挙管理委員長（佐塚孝之君）

ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。本町における立会人は、自治会推薦による地域住民にお願いしているところであります。これは選挙における公正公平な観点から、投票所において地域を知っている方が立ち会うことで安心して投票できること、また顔がわかることで本人確認や不正投票を未然に防ぐことができるためであります。

こうしたことから、今後も公正公平な選挙執行のため、人選にあたっての苦労はありますが、引き続き自治会いわゆる区のご協力により、投票立会人の選任をしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。回答を選挙管理委員長からありがとうございました。

ちょっと再質問になりますけれども、公平という言葉が非常に選挙、大事になると思いますけれども、公平というのを何をもって公平にするかというところは少し課題があるかと思います。選挙の不正を防ぐ、1人地域のことをよく知っている人がいるというのであれば、1人いらいしゃれば、特に中山間地域等は非常に、もう当日の選挙が少ないですので、特に課題はないかと考えます。もう一つ目が、公平、公正というところなんですけれども、こちらにおきましても町の方できちんとその応募してきてくださった方に、きちんとした面接のようなものをしていただければ、特に問題はないのかなというふうに考えております。今回の目的に立ち上げの目的とは違うかもしれませんが、町でも短時間雇用を進めていくという施策を打ち出しています。雇用ではないですけれども、今まであまり地域と関われない人が関われるチャンスというのも出てくるかと思えますし、また、もしこの立会人の人が集まらなくても、地域の方で従来どおり、2人を探すだけで見つければ負担軽減、見つからなければいつもどおりということですので、やっぱり本当に今探すのが難しい中で、このままちょっとずっと様子を見るっていうことは、非常に未来にとってすごく負担があると思いますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。投票立会人を選任を公募した場合がありますが、公募人数が必要人数を満たさないことが当然想定されます。こうした場合は、不足分を先ほど議員がおっしゃったように、地域へお願いをしなければならないという状況に陥ります。限られた日程で選挙を行うものですから、この辺に続きましては、時間的に非常に厳しいというふうに考えております。また選挙につきましては、頻繁に行われるわけではないので、朝から夜まで、また拘束時間も非常に長いことがあります。短時間雇用とは非常に言い難いことではないかなというふうに考えております。こうしたことから、先ほど委員長が答弁申し上げましたとおり、公平公正な選挙執行のために、顔のわかる地域の方々を引き続き選任をしてみたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。そうですね、答弁ありましたが短時間雇用については、1年間の中で1日だけっていうところで、単日雇用っていう形にもなるかなと思います。顔の知ってる方がというお話だったんですけれども、この議場にいる方は非常に地域に馴染んでいらして、地域の中で様々な活躍していらっしゃるの、例えば、地域の役員さんのことを非常によく知ってる方だと思うんですね。しかしながら、引っ越してきた人や若い世代や移住者なんかは、地域のその

役員さんっていう方とも別に顔見知りでもないので、そのところはやっぱりそういう方に対しては少し若い方であったり、女性であっても全く立会人については問題はないかと考えます。また、ちょっと今の段階では難しいということでしたけれども、やはりちょっと地域の負担も考えて、ぜひ検討していただきたいと考えます。

では、(2)の方の質問になります。こちら負担を減らすという意味での質問になります。最近では期日前投票が浸透しておりまして、当日の投票を利用する人は減少傾向にあります。また、今回の衆議院議員選挙日には、特に山間地域では雪になりましてかなり積もりました。従事者の安全面の確保という課題も浮き彫りになりました。また、立会人の拘束時間を短くする、あと深夜の開票作業を早めること、また光熱費などの削減にもなることから、利便性や従事者の負担軽減のため、投票所の開所、閉所時間の柔軟な見直しを検討できないか伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。公職選挙法第40条においては、投票所の投票時間が定めており、定められており、投票人の投票便宜のために必要があると認められた特別な事情がある場合に限り、繰上げ、繰下げができると規定されておるところでございます。本町では、投票者の投票機会を確保する観点から、これまで法律に準じました投票時間としておるところでございます。今後は投票時間の、失礼しました。投票所の時間別の投票者数の他、有権者数や地理的条件などから、投票所の適切な配置も含めまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。再質問になりますけれども、これ特にやっぱり中山間地域で夜もしくは朝早くの投票、特に夜かなと思いますけれども、例えばですね、夜7時以降の中山間地域、平林地区ですとか穂積地区、こちらの投票者数は何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。中山間地域の投票者数でございますが、投票所ごとやはり投票者数は異なっております。投票内容や投票率によって非常に変化するものでございますので、増減についても計れないところでありますが、一例を挙げますと、宇田川議員のお住まいの平林投票所先に行われました衆議院の総選挙の19時から20時ですね、1時間の投票者数は2名でありました。投票率につきましては、3.2%ということの投票率でございます。他の投票所につきましても、数人ではありますが投票しております。投票率は1人につきやはり1人投票しますと1%以上超えてしまいますので、必要ではないかというところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。とはいえ、やはり夜の投票、2月8日執行の衆議院議員選挙は雪が降ったということもありまして、夜の投票がもしかしたら少なかったということもあるかと思いますので、引き続きデータの比較の方をお願いしたいと思います。

もう一つですね、投票所の時間について、について再質問になりますけれども、立会人ですね、午前と午後の2部制に分けることはできないかという質問をしたいと思います。というのはですね、拘束時間が朝の7時から夜の8時で非常に長いので、育児や介護中の人、忙しい人は立会人をしたくてもできないという状況があります。またご高齢の方は、この長時間投票所に座っていることが非常に大変だという声も上がっております。そこで午前午後2部制に分けることはできないか、再質問でお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。投票立会人が2部制というお話でございますが、制度上は可能であります。立会人を確保する人数がこれまでの人数の倍になるということでございます。さらに確保が厳しくなってくるということが想定されまして、各区の人員確保の負担がさらに増えるということでもあります。以前ですね、区長会においても同様のお話がありました。そのときにはやはり確保する人数が増えることから、非常に難しいということで区長さんからお話をいただいております。そこで、従来どおり1日単位で実施をしていきたいということで区長会でもそのようなお話になったところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。通告に従って質問してください。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました、失礼いたしました。承知いたしました。

では、またこの投票時間の開所、閉所時間の見直しというところはデータを取りながら、ぜひちょっと検討していただきたいと思っております。本当に立会人が出せないという事態になりますと、地域も非常に困ると思いますので、皆さんちょっと一生懸命探しているところもありますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

では、（3）の質問に移ります。小林有紀子議員が以前一般質問をいたしました。移動投票所の導入について、進捗状況をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。移動投票所は、山間部や高齢化の進む地域において、投票所までの距離が遠く、移動が困難な選挙人の投票機会を確保することを目的として設置

する投票所であります。山梨県内におきましては、甲州市や身延町が投票区の再編に合わせ、移動投票所を設置しております。本町におきましても、投票所の再編を行う場合には、移動投票所設置の有効性や立会人の確保など先進自治体の状況を調査し、移動投票所について研究してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。先ほどですね、早川町や身延町では既に行っているということでしたが、こちらがたぶん先進自治体ということで研究を進めるということかと考えますけれども、富士川町の場合はですね、地域はどのあたりを想定していて、どのような形がよいと今の段階で考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。非常に難しいお話だと思います。地域をこちらで、この地域ということはお話できません。いずれにしても先ほど来申し上げておりますように、投票率や投票状況、そちらを確認をしながらどちらが統合がふさわしいかとか、いろんな方法を考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。通告に従って質問をお願いいたします。質問を質問、先ほどは進捗状況ということで通告がしてありますので、それに従って質問をしてください。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

先ほど様々な課題がということでしたけれども、この進めるにあたりまして、進めるかどうかはまだかというところもあるかと思えますけれども、そこにおきまして富士川町の中では、例えば移動投票所などでは、車、車代とかそういったものを用意しなければいけないということもあると思うんですけれども、その辺りとか富士川町で考える課題っていうのは今どこを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

再質問ですか。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。本町で投票所の再編を行った場合ですが、投票者が遠くの投票所にできない場合に投票できる機会として移動投票所は有効だと考えております。その場合ですね、統合して移動した場合に投票所は1日、今の投票所でいきますと1日、その場所で投票できるわけですが、移動投票所では、期日前投票の期間中の数時間だけ投票できるということになります。そちらは非常にデメリットではないかというふうに考えております。また、指定投票場所での投票となりますので、今までと、今までの投票と同様に、例えば公民館の近くとか公共施設の近くとかというような、その場所まで投票に来ていただくという必要がございます。その辺につきましても慎重にやっぱり協議をしていく必要があるかと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。様々なメリットとデメリットがあるかと思いますので、またぜひちょっと検討をしていただければと思います。町民の皆さまの投票の機会を奪うことなく、しかしながらやはり人口減少に立ち向かうということで、よりよい方向をぜひ検討していただければと思います。

次にですね、（4）の質問になりますが、不在者投票についてになります。こちらちょっとパネルを用意いたしました。傍聴の方は資料の方ご覧ください。議員の方と職員の方にはタブレットの方に入っております。こちらですね、期日前投票と不在者投票との違いを表にしております、ご覧ください。期日前投票というのは、もう皆さん既にしてらっしゃるかと思いますがけれども、投票日に投票に行けない方が指定の投票所で投票日前に投票ができるという制度になりまして、一方不在者投票は三つのパターンがあります。それぞれちょっと複雑になりますので、もしかしたらご存知ない方もいらっしゃるかもしれませんが、今回ちょっとこの不在者投票について質問をさせていただきます。

特にですねこれ若い人の課題になるんですけれども、若い方はインターンや研修などで家を出る機会が多く、選挙に行かなくてはいけない、もしくは行きたいと思っておりますが行かないんだという声も聞かれました。ご覧になっていただくとわかりますけれども、不在者投票というのは国政選挙の方がしやすい制度であることもわかると思います。といいますのは、国政選挙の方が選挙期間が長くなっているの、郵便などでその投票券を取り寄せて、現在滞在している自治体で投票する場合に、その投票所も全国区でやってますので、長い時間空いてるんですよ。なので、学校や仕事が終わった後にその期日前投票所に行って、その滞在地の期日前投票所に行って投票することができるんですが、例えば、富士川町内だけの町長選や町議会議員選挙では、他の自治体では選挙をしていないので、市町村の役場が閉まる時間までに行かなければいけないというふうになりまして、非常にハードルが高い制度なっております。本来であればもう少し簡単な方法で、例えばインターネット投票などどこにいても投票ができれば良いのですけれども現在、公職選挙法では決まりがありまして、不在者投票という手段しかないということもわかりました。このように若い方のまず投票率が低いと嘆きますけれども、非常に構造的な問題があるということもわかっていただきたいな

と思っております。現行の法律を変えるのはなかなか難しいですが、投票はやっぱり権利でありますので、少しでも多くの人に投票してもらうように工夫することは大切だと考えます。

そこで、(4)になりますが、不在者投票制度を確実に利用できるような積極的な制度の周知ができないか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。不在者投票制度は、選挙期日前、期日または期日前投票に仕事や旅行、病気などで投票所に来られない方が、期日前に滞在地や病院等の施設など投票所以外で投票できる制度であります。本町選挙管理委員会では、町のホームページに不在者投票制度の概要や手続きの方法を案内しておりまして、不在者投票制度の周知を図っておるところであります。こうしたことから、今後も引き続き町のホームページ等におきまして、不在者投票制度の周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。引き続き周知をしていただけるとのことですけれども、再質問になりますが、例えばですね二十歳の誓い、こちらは実際の生活場所と住民票に差がある方もやっぱりこの日は参加してくれると思います。なので、こういった日にチラシなどを入れて、不在者投票のやり方などを広報することはできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町の二十歳の誓いにおきまして、選挙、選挙に興味を持っていただき、選挙啓発のために冊子やノベルティグッズをお配りしております。冊子やこのような絵本というような形ですが、これは公益財団法人明るい選挙推進協議会で出されているものをお渡ししておるところでございます。この啓発冊子に期日前投票や不在者投票制度も掲載しておりますので、引き続き同様に周知をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。では引き続きの周知の方お願いいたします。もう一つ再質問になりますがホームページ、ホームページ上で公開しているというお話でしたけれども、不在者投票自体を知らないところ検索することもできないので、またもう少しSNS等も含めて不在者投票のやり方を周知することはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。不在者投票につきましては、投票日に投票に行けない方を補完する制度でありますので、基本的には投票所で投票をしていただくということが大前提となっております。不在者投票制度も確立されておりますので、本町のホームページの選挙欄に不在者投票の申請の方法が掲載されております。また窓口にお越しいただいた際にも丁寧に説明をしておりますので、ぜひですね、そちらをご活用いただきたいということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。もちろん投票所でっていうところは本当によくわかりますし、不在者投票が様々なちょっとトラブルの元になっているという、あの選挙のときに不在者投票数を何か入れなかったとかそういったことで新聞見ますし、非常に大変な制度をやってくさってるということは重々承知なんですけれども、やはり今すごく生活スタイルが変わっておりまして、なかなかこの場で生活していて選挙に行くっていうのが難しくなっております。もちろんこれはもとの法律がありますのでそこは仕方ないのかなとも思いますけれども。やっぱり富士川町の若い人たちが本当に選挙に行きたいっていう人が行けるように、ぜひ町の方でも協力をしてもらえたらと思います。

もう一つ再質問になりますが、この不在者投票の申請なんですけれどもこちらのやり方について、ご説明の方よろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん、質問に沿って沿ってですね、積極的な制度の周知ができないか伺うという質問なんですけれども。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

わかりました。はい、すいません。次の5番に行かせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、では、失礼いたしました。

では、次に選挙公報について質問をさせていただきます。公職選挙法では選挙期間が厳密に決められておりまして、候補者の情報に公にアクセスできる期間と方法が限られております。この議場にいらっしゃる方は選挙に非常に密接に関わっていらっしゃる方ばかりなので、アクセスがしづらいということはないかと思っておりますけれども、やはり若い世代の方または町外へ通勤通学している方にとっては、選挙期間中になってもやっぱり町にいたのは選挙活動の時間外ということになりますので、どうしても情報が入るのが選挙ポスターのみということになります。インターネットの活用は公職選挙法で可能なんですけれども、どうしても知名度が高い国会議員にはアクセスがしやすく、残念ながらやっぱり地方議員よりも

現在国会議員の方が身近になるという現象が起きております。ですので、身近な地方選挙の方にやっぱりどうしても興味が持っていないということが起きているかと考えます。そこで選挙公報についてですけれども、選挙公報は候補者が同じ紙面サイズに掲載され、有権者にとって比較され、比較するためにも非常に使いやすい道具だと思います。しかしながら新聞を購読する家庭も減っておりまして、生活スタイルも多様となる中で現在ホームページは必須の広報かと考えます。

(5)の質問になります。町長選挙、町議会選挙の選挙公報を待ちホームページに記載できないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川町選挙管理委員会では、町長選挙および町議会議員選挙におきまして、告示から投票、投開票日までの日程が非常に短いことから、新聞折り込みで選挙公報を配布いたしておるところでございます。町内には新聞を購読していない方もいらっしゃることから、選挙公報の町のホームページの掲載につきましては、これらの方々に対して有効だというふうに考えております。こうしたことから、選挙公報のホームページへの掲載につきましては、4月の町議会議員選挙から実施できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ホームページ上に公表していただけることでぜひお願いしたいと思います。

次に(6)に移ります。選挙公報を商業施設などに置いてもらうことはできないか、引き続き伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。国政選挙における選挙公報につきましては、町内の公共施設、金融機関、福祉施設、コンビニエンスストアなどの協力を得て設置をしていただいております。町政選挙におきましては、先ほど申し上げましたとおり、発行日から投開票日までの期日、期間が非常に短いことから、設置ができていない状況であります。こうしたことから、国政選挙におきましては、今後も引き続き町内事業者の協力をいただき、選挙公報の設置を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひ積極的な広報の方、よろしくお願いいたします。

次にですね、(7)電子投票機の導入についてに移ります。電子投票機につきましても、資

料を用意しましたので傍聴の方はご覧ください。こちらはですねインターネット投票ではなく、現在ですね地方議会選挙のみ投票所で使用できるものです。こちらが四條畷市、大阪にある四條畷市で行った際の写真になります。四條畷市では久々の電子投票だったので、何度も確認をしたということで、今までの紙の投票用紙を使った選挙とは総時間数というのはあまり変わらなかったそうですけれども、従事する職員の方の数は3分の1に減少したということです。また、高齢者の方からも非常に画面が見やすく良いとの声がありました。その他にもですね、従事者の負担減だけではなく、候補者の名前の書き間違いを減らす、故意ではない白票を減らすといった効果もありました。そこで（7）電子投票機の導入について、町の見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。電子投票は、平成14年に執行されました地方自治体電子投票特例法に基づき、自治体が条例を制定すれば地方選挙で実施できるものでありますが、これまでの実施例は全国で26例ということでとどまっておるところでございます。電子投票は開票時間の短縮や人員削減、無効票が減るなどのメリットがありますが、一方でシステムトラブルの影響で以前、選挙が無効が確定したということもあります。また総務省が認めたシステムの採用、必要な機器のレンタルに経費がかかるなど、導入に向けた課題があります。こうしたことから、先進事例の研究や国、県の動向などを注視しまして慎重に検討をしてみたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、今の答弁で安全面とコスト面の課題があるかと聞きました。安全面についてはですね、これからどのように検討を重ねていってどれぐらい安全だっていうこと、状況になればというようなのはちょっと難しいかと思えますけれども、コストについてですね。こちら確かに四條畷市でもデメリットというのはコストだったというふうに、そのときの市長さんが答えていらっしゃいます。コストについてですけれども、こちら富士川町ではどれぐらいかかると考えているのでしょうか。もちろんこれ職員さんが少し人件費というものが減ってくるということもあると思えますけれども、それに比べて非常に高すぎるというふうに考えているのか、それとも将来的には導入していきたいというのは、どのあたりでその判断をされるのか、そのあたりについてお伺いしたいと思えます。再質問になります。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。非常に難しいお話ですが、先にですね実施されました宮崎県の新富町というところの町議会議員の補欠選挙が行われました。こちらでは端末のレンタル費用が1,200万ということでありました。その他ですね、公費負担や諸経費がか

かりますので、通常の富士川町で行われている選挙よりも増額になるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。まだ非常に高コストが高いということですが、技術面はコストが下がって来るとも考えられますし、また前回ですね、2月20日に男女共同参画の学習会もありまして、やっぱりワークライフバランスがこれから非常に大切だ、ということや労働人口が非常に減少してくるということもありますので、ぜひ釣り合うようになったら早期に導入を考えていただきたいと考えております。これで1の質問の方は終わりますけれども、投票率がどの市町村でも現在下がっている傾向もあります。地方議会にやっぱり関心が持てないというのは議会の責任が非常に大きいのではないかと私も考えておりますけれども、昔と変わり生活スタイルが変化している現在、やっぱり町民の皆さんに届きやすい仕組みをぜひ考えていただきたいと痛感しております。あと最後にですね、決して間違いが許されない選挙事務を扱う選挙管理委員会をはじめ、職員の皆さまには、実際本当に敬意と感謝しかないと思います。議員の方も議員としてぜひあの皆さんが政治に興味を持ってもらえるように発信などをしていきたいと思っております。

では大きい2番の質問に移らせていただきます。大きい2番の質問は地産地消給食についてになります。地産地消給食は多くの自治体で奨励されていますが、非常に苦労している自治体も多いと感じました。それぞれ自治体により状況が違いますけれども、成果を上げている自治体もいくつかあります。3月6日の新聞にも、町長のあの地産地消給食についての思いが掲載されていました。富士川町では今後、地産地消給食をどのように進めていくかについて質問をしていきたいと考えます。

まず（1）ですね、地産地消給食は非常に様々な目的があるので、成功している自治体ではこの地産地消給食を使ってまちづくりも行っており、一石二鳥、三鳥、五鳥ぐらいの政策として取り組んでいるところも多々あります。富士川町では地産地消給食にどのような目的で取り組むのか、（1）でお伺いいたします

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町が地産地消給食に取り組む目的ということでご質問いただきました。これはですね、学校給食を通じまして、子どもたちに地域農業や食文化への理解の関心を深めてもらうとともにですね、新鮮な食材を活用するという目的があります。

こうした中でですね、昨年11月には鰯沢小学校において農村RMO鬼島ファームの皆さまによる学習機会を設け、また本年2月には農閑期でありながら関係機関の連携により、地元食材100%の学校給食を小中学校で実施いたしました。昨年度は1回、地産地消の給食をやりました。今年度は2回実施できました。この回数を少しでも増やしていけたらなとい

うふうに考えているところでございます。また地産地消給食は、子どもたちの健全な成長を支えると同時に、農業振興や地域経済の循環、さらには物価高騰や農業の担い手不足といった課題への対応も繋がると思いますし、あと遊休農地の解消ということにも繋がっていくというふうに思っております。とても重要な施策だと考えています。今後もですね、学校給食につきましては、地産地消を始めとする食育の推進に引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。今の町長からの答弁を聞きますと、教育だけではなくて、農業などそこ様々な分野に関わって地域おこしなどですね、様々な分野に関わっていくのかなと思います。これから、目的を進めていくにおきまして、例えば課を横断するような協議会を作っていくような予定はあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。給食食材を使った地産地消の取り組みについて、課を横断した協議会等を作ることを考えないかというご質問に対してなんですけれども、現在においてもいろいろな課題がある中で、現段階において関係課が連携した取り組みについては、詳細について具体的な方法が現在確立されていないというところから、今後、関係課で検討する場合において、議員がおっしゃる協議会の設置も一つの案として有効であると考えますので、今後検討の一つに入れていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。農と教育というところで少し課がちっとわかれますので、ぜひ良い方向で検討していただければと思います。

次にですね（２）の方の質問になりますけれども、現在物価も高騰しておりまして、農家や地域が町の子どものためにと今は頑張って食材を提供できましても、やっぱりこのままですと、なかなか買い取りの価格というところで持続が難しくなることも想定されます。食材がなければやっぱり地産地消給食、持続することは難しいと思います。新たなやっぱり買取システムを作っていく必要があるのかなと考えます。そこで（２）の質問になりますが、持続可能な地産地消給食への供給体制を築くため、市場価格に左右されない生産者との協議による買取価格の決定はできないか伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校給食用食材の調達につきましては、公費によ

る物品購入であることから、地方自治法を始めとする契約事務の基本原則に基づきまして価格の妥当性や公平性、透明性を確保することが重要であると考えております。特定の生産者と協議の上で、市場価格と乖離した価格を決めることは、他の納入事業者との公平性の観点や契約事務の透明性の確保という点から慎重な対応が求められるところでございます。また、市場価格を基準としない調達が続いた場合には、学校給食の安定的かつ継続的な運営に影響を及ぼす可能性も否定できません。こうしたことから、現時点におきましては、学校給食用食材について、市場価格を前提としない買取価格を設定することは困難であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ちょっと難しいという答弁だったんですけども、またその協議会などができまして、価格などもきちんと公平に決めるということも可能になるのかなと思いますので、やっぱり私が一番危惧するのが、やっぱり食材が手に入らないというところは、やっぱり子どもたちにとっても町にとっても良くないと思いますので、またぜひそのあたりは検討していただきたいと思います。

次に（３）の質問に移ります。長野県の松川町では有機農業研修で作られた野菜を給食に卸すことを始めまして、現在ではその研修生が自立をして育ち、作り始めた野菜を契約栽培という形で学校給食が購入しております。遊休農地と地産地消給食と移住、また農家の担い手形成、持続可能な環境や健康寿命の延伸という形で、先ほど述べたように一石二鳥、三鳥、五鳥くらいの政策になっていると考えます。松川町も富士川町と似ていて、人口が１万１，８５３人で面積が７２キロ平方メートルぐらいの町になります。そこで、我が町でも遊休農地を活用した給食食材の生産について、町として新たな仕組み作りを検討できないか伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えをいたします。町では、遊休農地の有効活用を図るため、荒廃状態になっている農地の整備費用や苗木の購入代の補助制度を設けております。また、農業委員会では、遊休農地を登録し、耕作希望者にあっせんする事業を実施しております。これらの制度は、農作物の生産目的を限定せず、遊休農地を活用して耕作を希望する方に広く利用していただける制度となっております。

こうしたことから、これらの制度を周知することにより、遊休農地を活用した農業生産活動の推進を図ってまいりたいと考えております。一方、給食食材として農産物を使用するにあたっては、規格や品質および安定した供給量の確保が求められます。こうした条件を十分に満たすことができなければ、遊休農地を活用して生産された農作物を取り扱うことは難しい状況でございます。こうした点が新たな仕組み作りにあたっての課題と認識しており、まずはその状況を踏まえながら検討していく必要があると考えます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい。やはりちょっと今の答弁を聞いていて、どれ、どういったものが使えるのかなど、やはりあの教育委員会と実際に農業の現場では協議会というか、協働が非常に必要ではないかと感じています。

再質問になりますけれども、この仕組み作りを検討できる中で、やはり計画というかロードマップのようなものがやっぱり必要じゃないかなと今の答弁を聞いてて感じたんですけれども、このようなものを作り、実施するということについては考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ロードマップはプロジェクトの目標達成に必要な道のりを明確化し、関係者間で意識を統一をして取り組むというためには有効であると考えおります。現段階では、給食食材としての消費を含め、地産地消を町でどのように行っていくかというところの検討を始めておりますが、まだ詳細が明確にできておりませんので、今後関係課で協議する上で方法を考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

はい、ぜひお願いしたいと思いますし、また現時点での現在地ですね、給食が1回だったのが2回になってきたということもありますけれども、それもどのように評価しているのかということもあわせてまた考えていただければと思います。

では次の質問に移ります。（4）番の質問になります。アメリカで始まりました有名な取り組みになりますけれども、エディブルスクールヤードとアメリカでは言うんですけれども、学校農園という取り組みがあります。現在、富士川町内の小学校でも畑の活動をしています。せっかく町で地産地消給食に取り組むのですから、中学校でもぜひ農園をしたら良いのではないかと考えます。またこの学校農園ですが、学校に行きづらい子どもたちの学習の場ともなっている例も多々聞かれています。兵庫県や松本市などにあります。（4）になります。富士川中学校の建設にあたり、将来的な食育、環境教育の場として活用できる学校農園の設置を検討できないか伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校農園は、食育や環境教育の観点から、一定の教育意義があるものと認識しておりますが、現時点では新設校への恒常的な学校農園の設置は、慎重に判断すべき課題であると考えております。その理由といたしまして、農園の維持

管理に係る人的負担や安全管理、授業時間の調整、長期休業中の管理体制など学校現場に継続的な負担が生じる可能性があるということが挙げられます。また、教職員の業務負担軽減が求められている現状を踏まえ、新たな常設施設の設備につき、設置につきましても、十分な体制整備が不可欠ということになります。こうしたことから、学校、新校舎整備にあたっては、まずは校外学習や地域の農業体験、既存施設との連携など学校外資源を活用した食育、環境教育の充実を基本としてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。先ほどですね人的資源がということでしたが、やはりもう既にやっている市町村ではやはり先生はここにはついていなくてですね、引退した先生方であったり、地域の家庭菜園が得意な方であったり、農業の方であったり、そういった方をお願いをして協働をしております。その辺りのところももう検討されているかもしれないですけども、ぜひ検討していただいて子どもたち、特にやっぱり学校に行きづらいお子さんに非常に有効だというデータが出てますので、ぜひ検討の方をお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になります。現在では学校給食がメインとなっておりますけれども、保育所の方が給食室がここにありまして、ロットが小さいため地産地消給食がやりやすいとも考えられます。また幼児のときから安全な地域の食材で育つことは、子どもにとってはもちろんですけども、幼児の場合は保護者にとっても非常に安心ですし、保護者のこれからの学びになるとも考えます。（５）の質問になりますが、町全体における地産地消給食推進のため学校給食と連携をとりながら、保育所の地産地産給食も推進できないか伺いたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまの質問にお答えいたします。保育給食につきましては、副食として各保育所にて調理を行い、食材規格の統一化をはじめ、安定的な供給体制の確保を原則に管理栄養士監修のもと、安全安心な保育給食の提供を行っております。地産地消給食の導入については、子どもたちに地域の食文化や農業への理解を深める食育の観点からも、また地域農業の振興という観点からも大変重要なことと認識しております。こうしたことから、今後は学校給食の地産地消の取り組み状況や食材の調達方法について、情報共有を図りながら地産地消給食の推進に向けた調査研究を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。ぜひこれから連携した方がやりやすければ、ぜひ連携してロードマップの方も一緒に作っていただければと思います。

最後になりますけれども、地産地消、地産地消給食は多くの自治体が行っておりますけれ

ども、あの成功している先進自治体というところには私調べていて共通点があるなと感じました。まず一つ目が目的が明確であるということで、二つ目が様々な団体が協働しているということで、特に役場内では教育等農業の分野で課での横断ができているということで、三つ目が、現在地とそのゴールを町民の皆さんにオープンにしていることなどが挙げられると思いました。こちらもう町でやっていきますというような取り組み、取り組む姿勢、こちらは富士川町では非常にできていると思いますけれども、これも非常に大事でまちづくりの一環として取り組む姿勢が見える化されていること、これが最後に挙げられます。ぜひですね、富士川町でも富士川町独自の方法で地産地消、地産地消給食を進めていただき、やっぱりまずは子どもがこの町で育ってよかったと思えるような町にしていきたいと考えます。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で通告1番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。